

1 総合事業通所介護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人なかま福祉会
代表者名	理事長 野口 和行
所在地・連絡先	(住所) 宮崎県都城市太郎坊町3149番地1
	(電話) 0986-38-3700
	(FAX) 0986-38-3866

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	デイサービスなかま
所在地・連絡先	(住所) 宮崎県都城市太郎坊町1530番地
	(電話) 0986-36-7002
	(FAX) 0986-36-7003
事業所番号	宮崎県 4570202913
管理者の氏名	野口 和美
利用定員	23名

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	常勤(人)	保有資格	基準	職務の内容
管理者	1名	社会福祉主事	1名	従業者及び業務の管理
生活相談員	1名以上	社会福祉主事	1名	利用者及びその家族の相談及び調整
介護職員	2名以上	介護福祉士等	2名	身体の清拭、洗髪・洗体、排泄・食事介助
看護職員	1名以上	看護師	1名	保健衛生管理、健康管理
機能訓練指導員	1名以上	看護師	1名	機能の減退防止の訓練、指導及び助言
調理員	1名以上			調理、ほか

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	都城市
---------	-----

(4) 営業日

営業日	日曜日を除く毎日
営業時間	8:00~17:00
サービス提供時間	月、火、水、金、土は9:30~16:00 木は9:30~15:30 の6時間以上7時間未満
休日	日曜日・年末年始12/31~1/2、

3 サービスの内容及び費用

(1) 介護保険給付対象サービス

1) サービス内容

種 類	内 容
食 事	(食事時間) 11:30～12:30 利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	入浴又は清拭を行います。 入浴サービスの利用は任意です。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
機能訓練	機能訓練指導員により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 <当施設の保有するリハビリ器具> 歩行器 1台 歩行補助器 1台 車いす 2台 平行棒 1台 マルチホームトレーナー 1台
生活指導	利用者の生活面での指導・援助を行います。 各種レクリエーションを実施します。
健康チェック	血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
相談及び援助	利用者とその家族からのご相談に応じます。
送 迎	ご自宅から施設までの送迎を行います。 送迎サービスの利用は任意です。

2) 費用

事業者は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護予防サービス費として区市町村から給付を受ける額の限度において、利用者に代わって区市町村から支払いを受けます。

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表が利用者の負担額となり、負担割合証のとおりです。

【料金表】

①総合事業通所介護の給付対象になる方のサービス（1カ月当たり）

介護度	利用料	1割負担の場合	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)
要支援1	17,980円/月	1,798円/月	88円/月	8.0%/月
要支援2	36,210円/月	3,621円/月	176円/月	
1月のサービス回数を目安	要支援1	1月の中で全部で4回	要支援2	1月の中で全部で5～8回

②保険給付対象にならない方のサービス

昼食代	400円
-----	------

③その他の費用

ア) 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、当施設が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。

イ) 要支援利用者は、月額制と日額制とします。月額制の場合は（加算額も含む）月の途中から利用を開始したり、途中で終了した場合であっても、以下の各号に該当する場合を除いて、原則

- ・月途中で要介護から要支援に変更となった場合
- ・月途中で要支援から要介護に変更となった場合
- ・同一保険者内での転居等により事業所を変更した場合

(2) 介護保険給付対象外サービス

1) 食事の提供に要する費用

食事サービスを受ける方は、食費が必要となります。

2) おむつ代

おむつを使用される方は、おむつ代の実費が必要となります。

3) 総合事業通所介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用は、利用者の負担となります。

(3) 利用料等のお支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、月末日迄にお支払いください。

4 事業所の特色等

(1) 事業の目的

事業所が行う総合事業通所介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態にある利用者に対し、適正な総合事業通所介護を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

事業所の従業者は、要支援状態にある利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目指すものとする。

(3) その他

事項	内容
介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントの作成及び事後評価	当事業所の管理者が、利用者の直面している課題等を評価し、利用者の希望を踏まえて、介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントを作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して利用者へ説明のうえ交付します。

5 サービス内容に関する苦情等相談窓口 TEL 3 6 - 7 0 0 2
 FAX 3 6 - 7 0 0 3

苦情相談受付窓口 生活相談員

苦情解決責任者 管理者

苦情解決相談員 なかま福祉会法人役員監事 2名

受付日 月曜日～土曜日 (ただし当事業所の休日を除く)

受付時間 午前8時30分～午後5時

当事業所以外に、お住まいの市町村の窓口及び国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- * 都城市いきいき長寿課：所在地 都城市姫城町6-21 TEL0986-23-2111
- * 宮崎県社会福祉協議会：所在地 宮崎市原町2-22 TEL0985-22-3145
- * 国民健康保険団体連合会：所在地 宮崎市下原町231-1 TEL0985-35-5301

6 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントを作成した地域包括支援 主治医への連絡及び指示を家族の方へ依頼する場合があります。又必要に応じて市町村への連絡を行います。

7 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画にのっとり対応を行います。
避難訓練及び防災設備	別途定める消防計画にのっとり年2回以上避難訓練を行います。
設備名称	自動火災報知器 ガス漏れ探知機 誘導灯 消火器
消防計画等	都城地区消防本部への届出日：平成28年4月27日 防火管理者：野口 和美

8 サービス利用に当たっての留意事項

- (1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証と地域包括支援センター等が交付するサービス利用票を提示してください。
- (2) 施設内の設備や器具は、職員の指示に従ってご利用ください。
- (3) 決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- (4) 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- (5) 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- (6) 施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- (7) 利用中体調不良時には、サービスの提供を中止することもあります。
- (8) 体調不良や私用でサービスを中止されるときは、事前に職員へご連絡ください。
- (9) 送迎の際、自家用車を使用される場合は、自己の責任で運転してください。